

いつか来る介護の問題。

在宅介護の場合、介護する側も

される側も、なるべく体への負担を

抑えるよう住み慣れた家を

リフォームすることも備える二つです。

年間180件以上のお家や店舗の

リフォームを手がけ、

自らも福祉住環境コーディネーター

2級を持つ株式会社エントランスの

板野真裕さんに最近の

介護リフォーム事情について

お話をうかがいました。

Q どういった相談が多いですか？

A 高齢の方、障害のある方や介護する方にとって、毎日暮らすご自宅でのちよとした不便も、日々積み重なると大きな負担に感じてしまします。例えば足腰が弱くなり玄関や部屋の入り口の段差がきつくなってきた、階段の登り降りが大変、古いタイプのタイル貼りのお風呂で入浴に「苦勞している」といった相談が多く、今までは不自由なく暮らしていても年齢を重ねて初めて感じる不便さというのもあるようです。

Q どんなリフォームを施すのですか？

A 玄関は、スロープや手すりを付ける、靴の履き替え用の腰掛けを新設するなど足腰への負担を軽減します。階段も手すりを付けるのが一般的です。電動の昇降機を設置することも考えられますが、コスト面や設置スペースとの兼ね合いになります。

在宅介護に備えて

介護リフォームの話

古いタイプのお風呂は段差も高く手すりなどの補助器具も設置しにくいため、段差が低く補助器具も追加しやすいユニツトバスにまるごと入れ替えることをお勧めしています。

Q 助成金のような制度はありますか？

A 介護保険制度を活用すると、被保険者が必要とする介護リフォームに対して一定の条件を満たした上で申請すると、補助金が支給されます。支給対象は、介護保険の要介護（支援）認定を受け、在宅で生活されている方です。1人につき改修費用20万円まで支給され、そのうち1割は自己負担となりますので、18万円が支給されます。20万円を超える場合は、1割を超えた金額を負担することになります。条件など詳細については事前にご確認ください。

Q 最後に一言お願いします

A まずは、リフォームの目的が「在宅介護」であることをはっきり事業者へ伝えましょう。施工方法や補助金の条件、申請の仕方など介護リフォームに詳しい事業者に依頼するとスムーズかと思えます。事前に見積もりを取り、しっかり内容を確認して、不明な点はわかるまで質問をし、納得してから実際の施工を依頼しましょう。住み慣れた家をもっと住みやすくする介護リフォームについて、一度ご家族で話し合ってみてください。

今回お話をうかがった

株式会社エントランス
代表取締役

板野 真裕さん